平成23年３月31日
号外第６号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報

■　目　次　■

規　則
○秋田県財務規則の一部を改正する規則（１６・財政課）……1

規　　則

秋田県財務規則の一部を改正する規則をこゝに公布する。

平成二十三年三月三十一日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県規則第十六号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第六号中「、北海道事務所」を削り、同項第十二号中㈡及び㈢を削り、㈣を㈡とし、同項第十五号を同項第十六号とし、同項第十四号中「知事部局」を「知事の事務部局」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号の次に次の一号を加える。

十四　副集中調達管理員　出納局総務事務センターにおいて物品等調達支払管理システムによる物品の購入事務を所掌する班に属する主幹及び副主幹（集中調達管理員を除く。）をいう。

第三条第一項第一号の表㈡の項中「一件の金額三、〇〇〇万円以上」を削り、「一件の金額三、〇〇〇万円未満」を「すべての事項」に改め、同表㈠の項中「歳計剰余金の翌年度繰越し」及び「以外の」を削り、同表㈢の項中「年度、会計名及び支出科目（款及び項に限る。）」を削り、「収入科目及び支出科目（款及び項を除く。）」を「すべての事項」に改め、同項第七号㈡中「第八号㈡」を「次号㈢」に改め、同号㈣中「前条第三項第十二号㈠から㈢までに掲げる事務」を「物品の調達及び購入代金の支出に関する事務」に改め、同号㈥を削り、同項第八号を削り、同項第九号中「教育委員会給与・旅費センター長」を「教育委員会教職員給与課長」に改め、㈡を㈢とし、同号㈠中「、給与、共済費」を削り、同号㈠を同号㈡とし、同号に㈠として次のように加え、同号を同項第八号とする。

㈠　集中処理に係る給与及び共済費の支出命令に関すること。

第三条第一項第十号を同項第九号とし、同条第二項第一号中「金額が」の下に「十万円以上」を加え、同項第二号中「金額が」の下に「十万円以上」を加え、「（支出負担行為伺兼支出命令書により行うものを除く。）」を削り、同条第三項を次のように改める。

３　前二項に定めるもののほか、財務に関する事務のうち次に掲げる事務は、当該事務を担当する副集中調達管理員が専決する。

一　一件の金額が十万円未満の物品要求伝票に基づく購入伺及び契約締結伺に関すること。

二　物品調達等事務で一件の金額が十万円未満のものの支出命令に関すること。

第五条第一号の表㈠の項中「一件の金額三、〇〇〇万円以上」を削り、同表㈢の項中「

すべての事項	すべての事項

」を「

	すべての事項

」に改め、同表中㈣の項及び㈤の項を削り、㈥の項を㈣の項とし、㈦の項を㈤の項とし、同表㈧の項中「三、〇〇〇万円以上」の下に「（変更にあつては、一件の金額三、〇〇〇万円以上で増減額が三〇〇万円以上）」を加え、同項を同表㈥の項とし、同条第二号の表中㈠の項及び㈡の項を削り、㈢の項を㈠の項とし、㈣の項を㈡の項とし、㈤の項を㈢の項とする。

第六条第五項中「教育委員会給与・旅費センター（以下「給与・旅費センター」を「教育委員会教職員給与課（以下「教職員給与課」に、「教育委員会給与・旅費センター長（以下「給与・旅費センター長」を「教育委員会教職員給与課長（以下「教職員給与課長」に改め、同条第八項を次のように改める。

８　集中調達管理員又は副集中調達管理員が不在の場合においては、次の各号に掲げる専決事項の区分に応じ、当該各号に定める者が代決することができる。

一　集中調達管理員の専決事項　総務事務センター長（総務事務センター長が不在の場合は、副集中調達管理員）

二　副集中調達管理員の専決事項　集中調達管理員（集中調達管理員が不在の場合は、総務事務センター長）

第七条第一項第二号中「、北海道事務所」を削り、同項第三号中「（物品等調達支払管理システムが整備されていない地方公所にあつては、集中処理に係る旅費及び共通物品に係る支出命令）」を削り、同項第八号中「処分（」の下に「土地改良財産及び」を加え、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項中「、北海道事務所」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「、北海道事務所」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第七条の二中「、北海道事務所」を削る。

第八条の二第一項中「第六項」を「第五項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第七条（地方公所の長等に対する委任）第四項」を「第七条（地方公所の長等に対する委任）第三項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第六項」を「第五項」に改め、「農林水産技術センター所長」の下に「、産業技術センター所長」を加え、「、産業技術総合研究センター所長、」を「及び」に改め、「及び博物館長」を削り、「農林水産技術センター総務管理室長」の下に、「、産業技術センター総務管理部長」を加え、「、産業技術総合研究センター総務管理部長、」を「及び」に改め、「及び博物館副館長」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第六項」を「第五項」に、「が専決できるものとする」を「（東京事務所にあつては、東京事務所企画政策課長）の専決事項とする」に改め、同項ただし書及び同項の表を削り、同項を同条第五項とする。

第八条の三第一項中「専決できる」を「専決することができる」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前条第四項及び第五項」を「前条第三項及び第四項」に、「専決できる」を「専決することができる」に改め、「予算経理班長」の下に「、産業技術センターの総務管理班長」を加え、「総務・企画班長、産業技術総合研究センターの総務管理班長」を「総務班長」に改め、「、博物館の総務班長」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前条第六項」を「前条第五項」に、「専決できる」を「専決することができる」に改め、同項の表近代美術館の総務班長、博物館の総務班長の項中「、博物館の総務班長」を削り、同表職業能力開発校総務班長、総務班長（地域振興局、近代美術館及び博物館の総務班長を除く。）」の項中「、近代美術館及び博物館」を「及び近代美術館」に改め、同項を同条第三項とする。

第十条第一項第一号㈣及び同項第二号㈣中「（款及び項を除く。）」を削り、同条第二項第三号中「（歳計剰余金の翌年度繰越しに係るものを除く。）」を削る。

第十一条第五項中「給与・旅費センター長」を「教職員給与課長」に、「給与・旅費センター上席主幹」を「教職員給与課上席主幹」に、「給与・旅費センター主幹」を「教職員給与課主幹」に、「給与・旅費センター副主幹」を「教職員給与課副主幹」に改め、同条第八項中「、北海道事務所長」を削り、同条第九項中「副出納員（」の下に「北秋田地域振興局及び平鹿地域振興局にあつては県税部納税課の納税を担当する班長である副出納員、」を加え、「、県税部納税課長」を「県税部納税課長」に改める。

第十二条の表教育委員会の項中「給与・旅費センター長」を「教職員給与課長」に改め、同表北海道事務所の項を削る。

第十二条の二第一項中「給与・旅費センター長」を「教職員給与課長」に、「給与・旅費センターの」を「教職員給与課の」に改める。

第十三条第一号の表教育委員会の項中「給与・旅費センター上席主幹、給与・旅費センター主幹及び給与・旅費センター副主幹」を「教職員給与課上席主幹、教職員給与課主幹及び教職員給与課副主幹」に、「給与・旅費センター長」を「教職員給与課長」に改め、同表地域振興局の項中「班長（」の下に「北秋田地域振興局及び平鹿地域振興局にあつては県税部納税課の納税を担当する班長、」を加え、「、県税部納税課長」を「県税部納税課長」に改め、同表北海道事務所の項を削り、同条第二号の表教育委員会の項中「給与・旅費センター」を「教職員給与課」に、「センター長」を「課長」に改め、同表地域振興局の項中「（秋田地域振興局にあつては、県税部）」を削り、「（秋田地域振興局にあつては、部長及び納税課長）以外の職員」を「以外の職員（北秋田地域振興局及び平鹿地域振興局にあつては県税部に属する部長及び納税課の納税を担当する班長以外の職員、秋田地域振興局にあつては県税部に属する部長及び納税課長以外の職員）」に改め、「（現業職員を除く。）」を削り、「出納室長」を「室長」に改め、同表北海道事務所の項を削り、同条第三号の表地方公所（東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及び企業立地事務所を除く。）の項中「、北海道事務所」及び「（現業職員を除く。）」を削り、同表北海道事務所の項を削り、同条第四号の表地方公所（東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及び企業立地事務所を除く。）及び物品公所の項中「、北海道事務所」を削り、同表北海道事務所の項を削る。

第二十六条第一項中「継続費逓次繰越伺に決裁を受けるとともに」を削り、同条第二項中「、会計管理者の確認を受け」を削る。

第四十五条第二項第十号中「（生涯学習センター分館使用料を除く。）」を削り、同項第二十一号を次のように改める。

二十一　産業技術センター使用料

第四十五条第二項中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十六条第一項中「所轄の地域振興局長を経由して」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「書類」を「申請書」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十七条第一項及び第二項中「所轄の地域振興局長を経由して」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「書類」を「申請書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「所轄の地域振興局長を経由して」を削り、同項を同条第四項とする。

第六十条の二第三項中「第五十六条第三項」を「第五十六条（売りさばき人の指定）第二項」に、「付することができる」を「付することがある」に改める。

第七十二条第一項第一号中㋕を削り、㋖を㋕とし、㋗から㋙までを一つずつ繰り上げ、㋚を削り、㋛を㋚とし、㋜から㋞までを二つずつ繰り上げ、㋟から㋡までを削り、㋢を㋟とする。

第八十七条第二項中「給与・旅費センター」を「県費負担教職員」に改める。

第百十七条第三号中「教育委員会の総務課長及び給与・旅費センター長並びに」を「教職員給与課長及び」に改める。

第百十九条第一項中「給与・旅費センター長」を「教職員給与課長」に改める。

第百五十八条の二第一項中「前に」を「前までに」に改める。

第百七十二条第一項第六号中「第三百四十二条第一号」を「第三百四十二条（用語の意義）第一号」に改める。

第二百三条第三項に次のただし書を加える。

ただし、契約担当者が工事の施工上支障がないと認めるときは、契約者又は現場代理人は、工事現場に常駐することを要しない。

第三百十七条の二第一項中「普通財産（」の下に「土地改良財産及び」を加え、同条第二項中「、北海道事務所長」を削る。

第三百四十二条第一号中「、北秋田地域振興局長、秋田地域振興局長及び平鹿地域振興局長」を削る。

第三百四十八条中「次に」を「別表第十一の二に」に改め、同条各号を削る。

第三百五十一条中「、部局にあつては」及び「、地方公所にあつては北秋田地域振興局長、秋田地域振興局長及び平鹿地域振興局長」を削る。

附則第七項中「道路維持管理業務委託契約」を「道路・河川等維持管理業務委託契約、公有財産の貸付契約」に改める。

別表第一総務部の項中「徴収特別対策室長」を「各室長」に改め、同表健康福祉部の項中「医師確保対策室長」を「各室長」に改め、「がん対策推進チームリーダー」を削り、同表農林水産部の項中「各室長」を「団体指導室長」に改め、同表教育委員会の項中「給与・旅費センター長」を削る。

別表第二産業労働部長の項中「北海道事務所、」を削り、「総合食品研究センター、産業技術総合研究センター」を「産業技術センター」に改め、「企業立地事務所」の下に「、総合食品研究センター」を加え、同表教育長の項中「、青少年交流センター」を削る。

別表第二の二中第百三十六の二十四を第百三十六の二十八とし、第百三十六の六から第百三十六の二十三までを四号ずつ繰り下げ、第百三十六の五を第百三十六の七とし、同号の次に次の二号を加える。

百三十六の八　熱回収機能を有する産業廃棄物処理施設の技術上の基準等適合認定申請手数料

百三十六の九　熱回収機能を有する産業廃棄物処理施設の技術上の基準等適合認定更新申請手数料

別表第二の二中第百三十六の四を第百三十六の六とし、第百三十六の三の次に次の二号を加える。

百三十六の四　熱回収機能を有する一般廃棄物処理施設の技術上の基準等適合認定申請手数料

百三十六の五　熱回収機能を有する一般廃棄物処理施設の技術上の基準等適合認定更新申請手数料

附　則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

発 行 者　秋　田　県　秋田市山王四丁目１番１号
購読料金　一ヶ月 3,675円（税込み）
印 刷 所　株式会社　松原印刷社　秋田市山王七丁目５番29号
電話：018－862－8766　FAX：018－863－0005
URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者　松原　繁雄　秋田市山王七丁目５番29号